

答申第 209 号 ~ 第 210 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 4 月 30 日付けで諮問された特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件（諮問第 279 号）並びに特定教諭からの健康診断に係る報告文書及び陳述書虚偽記載に関する文書不存在の件（その 2）（諮問第 280 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書を作成又は取得していないため存在しないと
して、公開を拒んだことは、相当である。

- (1) 特定の県立高等学校長が、特定の県立高等学校通信制課程の教頭であつた平成14年1月に、同課程の教諭から健康診断の再検査を必要とすることはない旨報告を受けたことを示す行政文書一切
- (2) 特定の県立高等学校長が、裁判における陳述書に虚偽の内容を記載したことを示す行政文書一切

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成16年2月23日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 特定の県立高等学校長(以下「本件学校長」という。)が作成した特定の裁判に係る陳述書(以下「陳述書」という。)のうち、本件学校長が特定の県立高等学校通信制課程の教頭であったときに「同課程の特定の教諭(以下「本件教諭」という。)からは、平成14年1月になってから総合健康診断検査成績表の写しが提出されましたが、そのとき、特に再検査等を必要とすることはありませんという本人からの報告を受けました」という報告を、本件教諭から受けた事実を疎明する行政文書一切。
また、この行政文書が不存在のとき、前後の事実の記録、状況から判断して、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書一切。

イ 陳述書のうち、「これまで、私が陳述したとおり、事実と反する部分が多く、私が教頭としてはルーズでいいかげんな人物であり、個人攻撃をしたり、個人情報平気で公衆の面前で口にしている人物として描かれていることに対し、強い憤りを覚えますが、一方では事実を曲げてでも、自己の主張を押し通そうとする同教諭に対し、不可解さとともに哀れさをも感じます」と記載された部分について、本件学校長の、この上記の陳述を疎明する行政文書一切。また、仮に、この行政文書が不存在のとき

は、これまで公開された行政文書の記録、状況から判断して、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書一切。

(2) これに対し、教育委員会は、行政文書の公開請求書の記載内容等から判断し、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)を本件公開請求の対象と特定し、平成16年3月4日付け及び8日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

ア 前記(1)アについて

本件学校長が、特定の県立高等学校通信制課程の教頭であった平成14年1月に、本件教諭から健康診断の再検査を必要とすることはない旨報告を受けたことを示す行政文書一切(以下「健康診断に関する文書」という。)

イ 前記(1)イについて

本件学校長が、裁判における陳述書に虚偽の内容を記載したことを示す行政文書一切(以下「虚偽記載文書」という。)

(3) 不服申立人は、平成16年4月7日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

実施機関は、不服申立人の本件公開請求の対象を前記2(2)ア及びイのとおり特定した。しかし、実際の公開請求書の内容は別である。具体的にいえば、前記2(2)アについては、「総合健康診断書検査成績表(写)・過去5か年間に遡及する既提出済みの各種診断書・共済組合神奈川支部からの短期給付金支払通知書・医療費控除による地方税などの減額変更通知書・県立学校教職員指定年齢精密健康診断の結果及び前任管理職からの同校教職員について、健康・疾病等に対する配慮・対応などの引き継ぎの記録文書一切」、前記の文書を十分配慮した上で、これらのことに責任をもって対応するため「管理者としての管理運営業務上、当然必要な措置、

対応、対策、配慮などをし、かつ実践した具体的処置・対応・助言等の方策を講じた経過を説明する、一般的管理者としての管理運営業務上の公務記録文書一切」である。また、前記2(2)イについては、「特定の県立高等学校通信制課程の教頭時代における、本件学校長らの同校教諭に対する、いわゆる『研修問題捏造事件』の言動の軌跡に係る一切の記録文書」、「本件学校長の管理職としての社会通念上の適否を示す行政文書一切。当然、本件学校長の陳述書の偽証の証しともなる、同一かつ共通の記録文書一切」である。

(2) 文書が存在しないことについて

ア 不服申立人は平成14年1月25日に総合健康診断を受診し、その検査成績書は受診後7日目に不服申立人の自宅に郵送されてきた。不服申立人は同年2月5日午後に本件学校長の机上に検査成績表(写)を厳封して提出した。また、不服申立人は同年3月19日に脳ドッグの検診を受け、その検査成績表は受診後7日目に不服申立人の自宅に郵送されてきた。不服申立人は同月29日午後に本件学校長の机上に検査成績表(写)を厳封して提出した。

これらの検診は、所属校からの職務専念義務免除を受けて受診するものであり、管理職は、不服申立人の職務専念義務免除の必要性・必然性を確認するためにも、検査成績表(写)が提出された後、管理・保管しなければならない。したがって、検査成績表(写)は存在するはずである。

イ 本件学校長は、陳述書を作成するからには、事実及びその経緯について十分慎重に確認検証した後、裁判所に提出したはずである。ところが、本件学校長が陳述書で述べたことは、ほとんど嘘で固められ、ほぼデタラメと判断してよい代物である。したがって、本件学校長が偽証を要請された文書があれば、本件公開請求の対象として特定すべきであるし、陳述書の基になるものか、そうでなければ陳述書が誤謬であることを示すものを本件公開請求の対象として特定すべきである。

4 実施機関(教育庁管理部教職員課及び県立高等学校)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、本件学校長が作成した陳述書に記載された内容に基づいて不服申立人が請求したものである。

イ 実施機関は、行政文書の公開請求書の記載内容から判断し、本件公開請求の対象文書として、それぞれ前記 2 (2) ア及びイに記載の文書を特定した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 健康診断に関する文書については、学校の管理職である教頭としては、職員の健康状態は業務への影響もある事柄であり、必要に応じて確認するということは当然のことであるが、そういった会話をすべて行政文書として作成し、保管することを義務付けるものでないことも、また当然である。したがって、実施機関にもそのような文書は提出されていない。

本件学校長に確認したところでは、会話の中で「再検査をする必要はない」という趣旨の発言があったため、陳述書にも、そのように記載したということであった。

イ 虚偽記載文書については、陳述書を見渡して、その内容が虚偽であることは確認されず、したがって、虚偽を裏付ける文書の存在についても確認できなかったため、不存在とした。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 健康診断に関する文書

不服申立人は、本件公開請求のうち、前記 2 (1) アに関する実施機関の請求対象文書の特定は誤っており、前記 3 (1) 記載の 及び が

請求対象文書であると主張する。

しかし、前記2(1)アの行政文書の公開請求書に記載された内容から判断すると、不服申立人が請求対象としたのは、本件学校長が本件教諭から再検査等を必要とすることはないという報告を受けた事実を疎明する行政文書であり、この行政文書が不存在のときは、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書であると認められる。不服申立人が主張するような前記3(1)の総合健康診断書検査成績表(写)等や、前記3(1)の総合健康診断書検査成績表(写)等に責任をもって対応するため具体的処置・対応・助言等の方策を講じた経過を説明する管理運営業務上の公務記録文書等が、本件公開請求時において、請求対象文書に含まれる趣旨であったものと認めることは困難である。したがって、実施機関が、健康診断に関する文書として、前記2(2)アのとおり特定したことは、不合理であるとはいえない。

イ 虚偽記載文書

不服申立人は、本件公開請求のうち、前記2(1)イに関する実施機関の請求対象文書の特定は誤っており、前記3(1)記載の 及び が請求対象文書であると主張する。

しかし、前記2(1)イの行政文書の公開請求書に記載された内容から判断すると、不服申立人が請求対象としたのは、本件学校長がいかげんな人物として描かれていることに憤りを覚えるが事実を曲げてでも自己の主張を押し通そうとする特定の教諭に哀れさを感じるとの本件学校長の陳述を疎明する行政文書であり、この行政文書が不存在のときは、陳述書作成者の偽証の意図を疎明する行政文書であると認められる。したがって、不服申立人が主張するような前記3(1)のいわゆる『研修問題捏造事件』の言動の軌跡に係る一切の記録文書や、前記3(1)の本件学校長の管理職としての社会通念上の適否を示す行政文書等が、本件公開請求時において、請求対象文書に含まれる趣旨であったものと認めることは困難である。したがって、実施機関が、虚偽記載文書として、前記2(2)アのとおり特定したことは、不合理であるとはいえない。

(3) 本件行政文書の存否について

ア 健康診断に関する文書

(ア) 不服申立人は、総合健康診断の検査成績書については、平成 14 年 2 月 5 日午後に本件学校長の机上に検査成績表(写)を厳封して提出し、脳ドッグ検診の検査成績表については、同年 3 月 29 日午後に本件学校長の机上に検査成績表(写)を厳封して提出したと主張している。

しかし、前記 5 (2) アで判断したとおり、検査成績表(写)等は、本件公開請求時において、請求対象文書に含まれる趣旨であったものと認めることは困難である。そこで、実施機関が特定した前記 2 (2) アの文書の存否について、以下に検討する。

(イ) 実施機関は、健康診断に関する文書については、学校の管理職である教頭としては、職員の健康状態は業務への影響もある事柄であり、必要に応じて確認するということは当然のことであるが、そういった会話をすべて行政文書として作成し、保管することを義務付けるものでないことも、また当然であり、実施機関にもそのような文書は提出されていないと説明している。

(ウ) 通常、事務処理に当たっては、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書が作成されるものではあるが、本件は、本件教諭が本件学校長に総合健康診断検査成績表の写しを提出した際のやりとりに関するものであり、こうしたやりとりまでも含めて行政文書として作成しなければならないとは解されず、実施機関の説明が不合理とはいえない。したがって、健康診断に関する文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

イ 虚偽記載文書

(ア) 不服申立人は、本件学校長が陳述書で述べたことは、ほとんど嘘で固められ、ほぼデタラメと判断してよい代物である旨主張している。

(イ) 他方、実施機関は、陳述書を見渡して、その内容が虚偽であることは確認されず、したがって、虚偽を裏付ける文書の存在についても確認できなかったため、不存在としたと説明している。

(ウ) 陳述書に虚偽の内容を記載したことを示す文書が本件公開請求の対

象文書であるため、陳述書の内容が虚偽であることは確認されないと実施機関が判断している以上、虚偽の内容を記載したことを示す文書が作成又は取得されたとは考え難く、本件請求の趣旨を満たす行政文書は存在しないと実施機関が決定したことが不合理であるとまではいえない。したがって、虚偽記載文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 4 月 30 日	諮問
5 月 14 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 9 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 15 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 21 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 7 日 (第 36 回部会)	審議
8 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 11 日 (第 37 回部会)	審議
9 月 6 日 (第 38 回部会)	審議
10 月 29 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)